

引当金専門委員会（仮称）の設置について（案）

1. 経緯

ASBJ では、旧テーマ協議会から「中長期的なテーマ案」のレベル2として位置づけられていた「引当金の会計処理」について、国際的な会計基準の動向を注視する観点からの活動を中心に対応してきた。

国際会計基準審議会（IASB）では、平成17年（2005年）6月に、修正IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（「非金融負債」と改題）の公開草案を公表し、審議を続けてきた。この修正案は、信頼性をもって測定できない場合を除いて、IASBのフレームワークにおける負債の定義を満たす義務を財務諸表上認識することを求めるものであり、負債の決済に必要とされる経済的便益の金額又は時期に関する不確実性は、当該負債が認識されるかどうかに影響を与えるのではなく、当該負債の測定において反映することとしている。この結果、これまで偶発債務として、財務諸表の注記においてのみ開示されていたものの一部が貸借対照表に計上されることになる¹。

ASBJ では、「東京合意」においてコンバージェンスに向けた取り組みを加速化することとし、そこでは、2011年6月30日後に適用となるIASBの主要な会計基準における差異に係る分野については、国際財務報告基準（IFRS）が適用になる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように緊密に作業を行うこととされている。IAS第37号の修正は、現在検討中のIASBの主要な会計基準として、その対象に含まれるものと考えられる。

日本基準の現状としては、企業会計原則注解18の定めと、それに基づく監査上の取扱いとしての日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（平成19年4月13日改正）等があるのみ²で、引当金の計上の要否の判断に関して必ずしも企業間の比較可能性が確保されていない場合もあるとの指摘もあり、その意味でも本格的な検討を行うべき時期に来ていると考えられる。

このため、新たに「引当金専門委員会」を設置し、国際的な会計基準の動向を踏まえ、我が国における引当金の会計処理についての会計基準を開発していくこととしたい。

2. 作業計画案

- ・平成20年（2008年）10月 「引当金専門委員会」の設置
- ・平成21年（2009年）後半 IASB/FASBの動向を踏まえた論点整理の公表
- ・平成22年（2010年）中 IASB/FASBの動向や論点整理に対するコメント等を踏まえた公開草案の公表

¹ 直近のIASBワークプランでは、2009年後半に最終基準とすることが見込まれている。

² 部分的なものとしては、これ以外にも、監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（平成11年2月22日）などがある。